

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 8 年 3 月

宇 城 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- 第6 その他
- 別紙1（第2関係）
- 別紙2（第2の2関係）

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

宇城市は、熊本県の中央部に位置し、八代平野に続く平坦地域から半島地域や中山間地域といった変化に富んだ地形と温暖な気候に恵まれ多様な農業が行われています。

特に市の西部の半島地域では不知火海に面した温暖な気候を活かした柑橘や花き栽培が行われています。南部の平坦地域は水稻を主体とした土地利用型の農業を展開しています。東部の中山間地域では、落葉果樹や葉たばこ、生姜等の生産が行われています。

近年、農産物価格の低迷する中、経営の安定・効率化を図るため、平坦地域においてはメロン、トマト、イチゴ等の施設園芸の導入や、国営緊急農地再編整備事業により区画整理を推進しています。半島地域では特産のデコポンの拡大及び施設化や樹園地の基盤整備が進められています。

宇城市の農業構造については、昭和40年代から50年代にかけ旧松橋町、不知火町、小川町において農村地域工業導入促進法等に基づく企業誘致による企業関係人口の増加や、熊本市、八代市への通勤圏内にあり、農村の混住化や兼業化が進展しています。このようなことから恒常的勤務による安定兼業農家が増加しましたが、最近一層の兼業化の進展によって土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化しています。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきましたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっています。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあります。

このような中、本市農畜産業を維持・発展させていくためには、新規就農者はもとより、認定農業者や地域営農組織などの担い手を確保・育成するとともに、地域の経営資産と優

れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要です。また、新規就農者は、親元就農も含めた多様な就農ルートや就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る必要があります。

さらに、労働力が不足する中、効率的かつ生産性の高い農畜産業経営の確立を目指し、スマート農業技術の導入や、地域計画の実現に向けた農地集積・集約化を促進するとともに、水田はもとより畑や樹園地における農地整備・生産基盤の強化を進め、農地の適切な利用を図っていく必要があります。

また、熊本県地下水と土を育む農業等の推進に関する計画に基づき、土づくりを基本といたくまもとグリーン農業とCO2ゼロエミッション化を推進するとともに、市民の理解と協力を得る取組みを進め、「環境にやさしい農業」と「稼げる農業」の両立を実現させる必要があります。

2 目標

宇城市は、1 現状と課題の下に、本市の基幹産業である農畜産業の持続的な発展を図り、かつ、平時から日本の食料安全保障の中核を担っていくためには、農畜産業が持つ可能性を十分に発揮していくことが必要です。そのため、生産・加工から販売に至るまでの過程を磨き上げ、高付加価値化などによる「稼げる農畜産業」の実現とともに、食文化の視点で観光や商工との連携も図り、「食のみやこ熊本県」の創造に資する新しい取組みが必要です。

そのため、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成、認定農業者等の経営発展、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組みを強化し、将来の農畜産業の生産を支える担い手の確保・育成を図ります。併せて、スマート農業技術の現地実装加速化、農地の大区画化・汎用化などによる生産性向上に加え、生産から販売までの工程の磨き上げ、販売力強化、6次産業化などの高付加価値化の取組みを強化し、更なる稼げる農畜産業の実現を目指します。

このため、他産業の所得や労働時間、さらには、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示するとともに、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に実施します。

また、SDGs に沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図ります。

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、宇城市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得を参考に主たる従事者1人当たり概ね405万円以上、個別経営体で家族経営の場合、1経営体当たり概ね810万円以上、年間労働時間が従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

(2) 目標を達成するための施策の方向

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

県など関係機関・団体と連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導を図ります。また、農業経営における収益配分及び経営方針・計画の決定など家族内での経営上の位置づけを明確化する家族経営協定の推進を図るとともに、農業経営改善計画の共同申請を

推進し、女性認定農業者の経営参画を図ります。

認定農業者に対しては経営改善のため、長期経営計画の作成や規模拡大、雇成型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援します。

農業法人については、経営形態や経営規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保円滑化のための就労環境整備など経営基盤の強化を図るとともに、親族のほか従業員など第三者を含めた次世代の経営を担う人材の育成を支援します。

また、熊本県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）を活用し、認定農業者や農業法人等の経営診断を行うとともに、経営改善や法人化を支援するため、専門家を中心とする支援チームを派遣し、経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成することに加え、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代に引き継ぐため、経営継承の啓発及び推進を図ります。

加えて、意欲ある農業者を対象に「くまもと農業アカデミー」や「くまもと農業経営塾」等を周知し、くまもと農業を担うトップリーダーを育成するとともに、地域農業の維持、発展をけん引する人材を育成していきます。

企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策と耕作放棄地の解消、地元雇用による地域活性化の一環として位置付け、参入する地域の農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行います。

イ 地域営農組織の育成

担い手が不足している地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、営農ビジョンづくりと合意形成を支援します。

組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、要望があれば支援センターから支援チームを派遣し、経営診断などの助言指導を行い、地域営農組織の設立や法人化を支援します。

また、経営基盤を強化するため、水田のフル活用や作付けの団地化・ブロックローテーションの取組みを進めるとともに、組織の再編・統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大や、年間を通じた仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援します。小規模な地域営農組織については、6次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組みを支援します。また、地域外との広域作業受託の取組みを支援します。

ウ 農地の効率的な利用の促進

担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図ります。

特に、米、麦、大豆の生産性向上を図るため、営農類型により経営の方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域における合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図ります。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物ごとの集団化を進め、さらに果樹においては園地の面的集積も進めます。

農地の利用集積を円滑に推進するため、農地の大区画化などの基盤整備を進めるとともに、公益財団法人熊本県農業公社との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用し、利用権の設定や所有権の移転を促進します。

また、農地を「売りたい」「貸したい」という情報等を共通のプラットフォームの下で「見える化」を推進し、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（くまもと水土里GIS）の利活用法などを検討します。

エ 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

担い手の経営基盤の強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成として、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細かな支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組み強化を図ります。また、外国人材の受け入れや農福連携による障がい者の就業促進等に取り組み、多様な人材が活躍できる農業現場を拡大します。

担い手の減少や労働力不足が一層見込まれる中、スマート農業・DX技術の実装加速化、新品種・新技術の開発・普及、農地や農業用施設等の生産基盤強化などに取り組み、生産性の向上を図ります。また、引き続き、県産農畜産物が全国の消費者から選ばれるように生産技術の改善・向上、品質管理の徹底などの取り組みによって競争力を強化し、将来にわたる安定生産と農業所得の向上につなげていきます。「食のみやこ熊本県」の創造に向け、県産農畜産物の魅力を発信するとともに、地産地消や6次産業化、有機農業、ブランド戦略等を複合的に推進し、農畜産物の高付加価値化・販売力強化を図ります。

「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」に基づき、有機農業をはじめとするグリーン農業や堆肥の広域流通、水田の有効活用の取り組みを推進・高度化します。併せて、温室効果ガスの削減に向けた技術開発・普及等に取り組み、農業生産における環境負荷軽減を図ります。

また、自然災害、病害虫、家畜伝染病などの農業生産におけるリスクの高まりに対しては、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化や、病害虫・家畜伝染病の発生予防・まん延防止の対応強化などに取り組み、持続可能な生産体制の確立を図ります。

オ 中山間地域等の農村活性化

収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用を後押しし、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得の確保を図ります。また、多種多様な組織と連携しながら地域をコーディネートできる人材を育成するとともに、都市との関係人口の拡大などの取り組みを促進し、豊かな農村の実現につなげます。更に、人口減少や高齢化に伴い、農地保全や地域コミュニティの維持が困難になることが危惧される地域においては、地元市町村等とも連携し、複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成も検討します。

農業インフラの保全活動をはじめ、美しい景観の保全や文化・コミュニティの維持・創造等を目的とした地域活動を支援し、農畜産物の生産だけでなく、農業の多面にわたる機能の増進を図ります。また、中山間地域は野生鳥獣による被害の多発が懸念される地域であることから、地域ぐるみで「生息環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせた対策を推進するとともに、捕獲されたイノシシやシカ等の野生鳥獣は地域資源としての利活用を図ります。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

令和6年度（2024年度）青年農業者・新規就農者実態補完調査結果によると宇城市の新規就農者は19人（雇用就農含む）であり、農業法人等への雇用就農者が増加するなど、就農の形態に変化もみられるが、将来にわたって地域農業の担い手になる人材を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

ア 新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標490人を踏まえ、宇城市においては年間16人の当該青年等の確保を目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

熊本県その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従事者1人あたり250万円程度を目標とします。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標は、別表1のとおりです。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に宇城市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、宇城市における主要な営農類型は、は別表2のとおりです。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

宇城市の農業持続的に発展していくためには、特産品であるメロン・トマト・イチゴ・デコポンなどの農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村及び地域社会を維持していくことが重要です。このため、生産性と収益性が高く、持続的で発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要があります。そこで、本構想第1に即して、認定農業者や認定新規就農者、地域営農組織等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援します。また、次世代の農業を担う人材を確保するため、親元就農に加え、新たに就農をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等に関する研修の実施、地域毎の受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施します。さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施します。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の周知等のサポートを行います。このほか、本市における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、外国人材や障がい者等のあらゆる人材を、地域の農業を支える宝と捉え、多様な「人材」の総結集による総合的な人材確保に取り組みます。

2 就農等希望者の受入体制の確保について

熊本県における拠点として位置付けられた支援センター、地域相談窓口として位置づけられた熊本県県央広域本部・宇城地域振興局農業普及・振興課（以下、「広農業普及・振興課」という。）及び関係機関から紹介等を含め、市内における就農等希望については、市に相談窓口を設置し、関係機関と連携を図り、サポート体制を確保します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、支援センター、農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

① 支援センター、農業普及・振興課、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報

の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

4 市が主体的に行う就農等促進のための取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

市、県、農業委員会、農業協同組合、農業公社等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を推進していきます。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じます。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

5 就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農業普及・振興課、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度とします。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p>	<p>備考</p>
<p>面積のシェア 70% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努めます。</p>	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

宇城市の南部地域では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできていますが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。また、野菜等を中心とした施設園芸と水稻による複合経営の割合も高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在していますが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化により空きハウスが目立ちはじめ、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要があります。

東部地域においては、稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっています。

更に、西部地域では、中山間地を利用してミカンを中心とした果樹団地が多いが、高齢化や人口減少が進行する中で、後継者や担い手に利用集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあります。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

宇城市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることと予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を集約し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要です。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要です。

特に樹園地については、近隣農地を集約して担い手へ集積する活動が必要です。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

宇城市の農地利用のビジョン実現を図るため、宇城市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の実践を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を推進します。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めます。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施します。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構等による連携体制を整備します。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

宇城市は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に即しつつ、宇城市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。宇城市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事項に沿って事業を行います。

- ① 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事項
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、今後生産性の向上に向けた国営緊急農地再編整備事業が進められているため、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化します。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努めます。更に、宇城市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

各事項については以下のとおりです。

1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置します。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、宇城市全域にて、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

宇城市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われる場合は当該単位とする）とするものとします。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に当たっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を宇城市に提出して、農用地利用規程について宇城市の認定を受けることができます。

② 宇城市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 宇城市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を宇城市の掲示板への掲示により公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとします。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 宇城市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができるものとします。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の

委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 宇城市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 宇城市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、宇城市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 2 3 日公告第 4 2 号）
この基本構想は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 類型設定の基準

目標農業所得 主たる従事者1人当たり概ね405万円以上
 個別経営体で家族経営の場合、1経営体当たり概ね810万円以上
 目標労働時間 従事者1人当たり2,000時間程度

(1) 個別経営体

① 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

ア 自家労力 1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3人

イ 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

② 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンである。

(2) 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

2 モデル経営類型

(1) 個別経営体

① 家族経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 冬春トマト	〈経営面積〉135 a 〈作付面積等〉 水稲 100 a 冬春トマト 35 a	<ul style="list-style-type: none"> ・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同乾燥調製施設を利用 	連棟ハウス一式 ハウス開閉機 ハウス暖房機 オイルタンク トラクター (30ps) トラック普通1 t 軽トラック 運搬車 田植機 (4条施肥付き) コンバイン (2条刈) 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
水稲 + ミニトマト (冬春)	〈経営面積〉100 a 〈作付面積等〉 水稲 70 a ミニトマト 30 a (冬春)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・共同乾燥調製施設を利用 	連棟ハウス一式 自動換気装置 ハウス暖房機 ハウス自動開閉装置 トラクター (30ps) トラック普通1 t 田植機 (4条施肥付き) コンバイン (2条刈) 動力噴霧器		

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 春夏メロン + 秋冬メロン	〈経営面積〉 240a 〈作付面積等〉 水稲 160a 春夏メロン 80a 秋冬メロン 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化 ・共同乾燥調製施設を利用 	連棟ハウス一式 自動換気装置 ハウス暖房機 トラクター (30ps) トラック普通1t 田植機 (4条施肥付き) コンバイン (2条刈) 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
水稲 + 春夏メロン + 冬トマト	〈経営面積〉 160a 〈作付面積等〉 水稲 100a 春夏メロン 60a 冬トマト (抑制) 45a	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場の集団化 ・土作りによる連作障害防止 ・作業の共同化、生産組織化 ・共同乾燥調製施設を利用 	連棟ハウス一式 自動換気装置 ハウス暖房機 ハウス自動開閉装置 フォークリフト1t トラクター (30ps) トラック普通1t 田植機 (4条施肥付き) コンバイン (2条刈) 動力噴霧器		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
水稲 + イチゴ	〈経営面積〉 130a 〈作付面積等〉 水稲 100a イチゴ 30a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業 (定植、ビニル張り) ・共同乾燥調製施設を利用 	連棟ハウス一式 ハウス暖房機 ハウス自動開閉装置 オイルタンク、予冷庫 育苗施設、電照施設 農用井戸 トラクター (30ps) トラック普通1t 軽ワゴン 田植機 (4条施肥付き) コンバイン (2条刈) 動力噴霧器		
水稲 + 冬春ナス	〈経営面積〉 135a 〈作付面積等〉 水稲 100a 冬春ナス 35a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウスの導入 (一部) ・購入苗の利用 	連棟ハウス一式 ハウス暖房機 ハウス自動開閉装置 農用井戸 ハウスかん水装置 トラクター (30ps) トラック普通1t 軽トラック 田植機 (4条施肥付き) コンバイン (2条刈) 動力噴霧器		

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + ショウガ	〈経営面積〉 100 a 〈作付面積等〉 水稲 50 a ショウガ 50 a	<ul style="list-style-type: none"> 根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 共同乾燥調製施設を利用 	貯蔵庫 トラクター (30ps) トラック普通1 t 田植機 (4条施肥付き) コンバイン (2条刈) 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 青色申告の実施 経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 給料制の導入 労災保険等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善
温州みかん + 不知火	〈経営面積〉 330 a 〈作付面積等〉 極早生温州 80a 早生温州みかん 70a 普通温州 70a 不知火類 (屋根かけ) 40a 不知火類 (露地) 70a	<ul style="list-style-type: none"> 温州みかんと不知火類の組合せによる経営の安定 園内作業道整備及びスピードスプレーヤー防除による省力化 施設化による収益性向上と労力分散 	予措・貯蔵庫 園内道 (25m/10a) 貯水槽 点滴かん水装置 防風ネット (30m/10a) 雨よけハウス トラック普通1 t 剪定枝破砕機 スPEEDスプレー成園費	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 給料制の導入 労災保険等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農繁期の雇用の確保 	
温州みかん + 不知火 + イチジク	〈経営面積〉 280 a 〈作付面積等〉 早生温州みかん 150 a 不知火類 (屋根かけ) 50 a 不知火類 (露地) 50 a イチジク 30 a	<ul style="list-style-type: none"> 温州みかんと不知火類イチジクの組合せによる経営の安定 園内作業道整備及びスピードスプレーヤー防除による省力化 施設化による収益性向上と労力分散 	予措・貯蔵庫 園内道 (25m/10a) 貯水槽 点滴かん水装置 雨よけハウス 簡易ハウス 防風ネット (30m/10 a) トラック普通1 t 剪定枝破砕機 スPEEDスプレー成園費		
不知火 + ぶどう	〈経営面積〉 250 a 不知火類 (屋根かけ) 40 a 不知火類 (露地) 160 a ぶどう無加温 50 a	<ul style="list-style-type: none"> ぶどうと不知火類の組合せによる経営の安定 園内作業道整備 施設化による収益性向上と労力分散 	予措・貯蔵庫 貯水槽 園内道 (25m/10a) 雨よけハウス ぶどう棚 連棟ハウス (果樹) かん水施設 トラック普通1 t 小型運搬車 剪定枝破砕機 成園費 (不知火)		

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
宿根 カスミノウ	〈経営面積〉 70 a 〈作付面積等〉 宿根カスミノウ175a (2度切り70a+2～3 月出荷35a)	<ul style="list-style-type: none"> ・共販 ・購入苗利用 ・畦波板利用の簡易隔離ベットの利用 ・耐暑性品種導入での作型拡大 ・灌水(点滴)施設導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 	単棟ハウス ハウス暖房機 電照施設 隔離ベッド かん水施設 トラクター(25PS) トラック普通1t	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
水稲 + 葉たばこ	〈経営面積〉 600 a 〈作付面積等〉 水稲 200 a 葉たばこ 300 a 飼料用米 180 a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 	貯蔵庫、育苗ハウス 乾燥機一式 高架型作業機 堆肥散布機 整畦被覆機 管理機 移植機、防除装置 トラクター(30ps) トラック普通1t 田植機(4条施肥付き) コンバイン(2条刈) 動力噴霧器		
洋ラン	〈経営面積〉 9 a 〈作付面積等〉 胡蝶蘭 9 a 20,250株	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場の集団化 ・優良苗の導入 ・周年供給体制の確立 	連棟ハウス一式 温風暖房機 動力噴霧器		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲 + 麦</p>	<p>〈経営面積〉 13.5ha 〈作付面積等〉 水稲 13.5ha 麦 13.5ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用 	<p>育苗ハウス 田植機（6条植え・施肥付） コンバイン（ゲレンタク・4条刈） ロールベイラー トラクター（45PS） トラック（普通2t） ライムソワー 堆肥散布機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
<p>水稲 + いぐさ (畳表)</p>	<p>〈経営面積〉 400 a 〈作付面積等〉 水稲 200 a いぐさ 200 a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良品種導入 ・品種の組み合わせによる作型の分散 ・高い加工技術による付加価値の高い高級畳表の生産 ・家族労働3人（1人当たり労働時間2000時間超過の可能性あり） 	<p>泥染め設備（施設） 泥染め設備（機械） ハーベスター 結束機、いぐさ移植機 苗処理器、苗掘り機 フォークリフト 乾燥機、織機 選別機、加湿器 トラクター（30ps） トラック普通1t 田植機（4条施肥付き） コンバイン（2条刈） 動力噴霧器</p>		
<p>肉用牛肥育</p>	<p>〈作付面積等〉 肥育牛肥育 70頭 稲わら収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・稲WCS、稲わら収穫コントラクター利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg（枝肉歩留66%） ・A4等級以上枝肉割合60%以上 	<p>肥育牛舎 堆肥舎 飼料・敷料庫 農機具庫 トラクター（40PS） ホイルローダ トラック2tダンプ トラック2t ロータリー マニユアスプレッダ</p>		

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲 + 酪農</p>	<p>〈作付面積等〉 水稲 150a 搾乳牛 30頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン ・一部コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの発酵TMR利用 ・分娩間隔13.5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量9,991kg 	<p>搾乳舎・搾乳牛舎・乾乳パーラー舎 管理室 哺育舎・未經産牛舎 飼料庫・倉庫 堆肥舎 アプレストパーラー バルククーラー 細霧装置 インバーターファン ホイルローダ トラック2tダンプ 経産牛 トラクター(30ps) トラック普通1t 田植機(4条施肥付き) コンバイン(2条刈) 動力噴霧器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用の確保(ヘルパー利用)
<p>養豚</p>	<p>母豚 50頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫経営 ・農場HACCP認証農場 ・繁殖豚舎(ストール、高床式) ・肥育豚舎(スノコ式、スクレパー利用) ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・供用年雌3年(7産)雄2年 	<p>繁殖豚舎、分娩豚舎 子豚豚舎、肥育豚舎 隔離豚舎、堆肥舎 浄化处理施設 管理舎 ホイルローダ フォークリフト 自動給餌機 高圧洗浄機 ガスブルーダ トラック 堆肥化施設機械</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
<p>養鶏 (採卵)</p>	<p>養鶏 30,000羽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GP(洗卵選別)センター出荷 ・需要に見合った計画生産 ・家畜伝染病予防の徹底 	<p>成鶏舎 堆肥舎 集卵舎 飼料タンク 自動給餌機・集卵機 フォークリフト ホイルローダ トラック ロータリー攪拌機</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

[法人経営] (農業経営の指標の例)

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 麦	〈経営面積〉 20ha 〈作付面積等〉 水稲 20ha 麦 20ha	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 	機械倉庫 育苗ハウス 乾燥機 もみすり機 トラクタークロー型(85P S) トラクター4駆(45P S) ロータリー ドライブハロー トラック普通2t 軽トラック フォークリフト 田植機(6条施肥付) コンバイン(グリーンタカ4条) 乗用管理ビークル 堆肥散布機 ロールベイラー ライムソワー	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入
洋ラン	〈経営面積〉 80a 〈作付面積等〉 デンファレ 40a エピデンドラム 30a オンシジューム 10a	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場の集団化 ・優良苗の導入 ・周年供給体制の確立 ・山上げ施設の確保 	連棟ハウス式 温風暖房機 動力噴霧器		
養鶏 (採卵)	〈作付面積等〉 50,000羽	<ul style="list-style-type: none"> ・GP(洗卵選別)センター出荷 ・需要に見合った計画生産 ・家畜伝染病予防の徹底 	成鶏舎 堆肥舎 集卵舎 飼料タンク 自動給餌機・集卵機 フォークリフト ホイルローダ トラック ロータリー攪拌機		

[協業経営] (農業経営の指標の例)

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲 + 麦</p>	<p>〈経営面積〉 40ha</p> <p>〈作付面積等〉 水稲 30ha 麦 20ha 飼料米 10ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・専任オペレーター体制 	<p>機械倉庫 育苗ハウス 乾燥機 もみすり機 トラクター加ラ型(85PS) トラクター4駆(45PS) ロータリー ドライブハロー トラック普通2t 軽トラック フォークリフト 田植機(6条施肥付) コンバイン(グリーンタック4条) 乗用管理ビークル 堆肥散布機 ロールベイラー ライムソワー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

別表2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 類型設定の基準

- (1) 目標所得 主たる従事者1人当たり 250万円程度
 (2) 労働時間 従事者1人当たり年間2,000時間程度
 (3) 自家労働 1経営当たり経営者含めて従事者1~2名

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	資 本 装 備 等	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
水稲 + 麦 + 大豆	〈経営面積〉 550 a 〈作付面積等〉 水稲 200 a 麦 350 a 大豆 350 a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除(委託) ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入・自家労働力中心 ・大豆収穫は委託 	田植機(4条)1台 自脱型コンバイン(4条)1台 麦・大豆播種機1台 動力噴霧機(1台) トラクター1台	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上。 ・青色申告の実施 ・経営強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
ショウガ	〈経営面積〉 15 a 〈作付面積等〉 ショウガ 15 a	<ul style="list-style-type: none"> ・根茎腐敗病発生防止のための土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 ・貯蔵後、順次出荷 	トラクター1台 動力噴霧機1台 管理機1台 貯蔵庫		
肉用牛肥育	肉用牛肥育 肥育牛 65頭	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育期間20か月 ・枝肉重量470kg ・A4級以上枝肉割合50%以上 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 	肥育牛舎650㎡ 堆肥者330㎡		
肉用牛繁殖	繁殖牛 21頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5か月 ・供用産次7産 	群飼連動スタンション 畜舎150(施設パaddock利用) 堆肥舎58㎡		

営農 種類	経営規模	生産方式	資本装備等	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
冬春トマト	〈経営面積〉 17 a 〈作付面積等〉 冬春トマト 17 a	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上。 青色申告の実施 経営強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 労災等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農繁期の臨時雇用の確保
冬春ミニトマト	〈経営面積〉 12 a 〈作付面積等〉 冬春ミニトマト 12 a	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
イチゴ	〈経営面積〉 15 a 〈作付面積等〉 イチゴ 15 a	・ベンチ育苗 ・パック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設		
冬春ナス	〈経営面積〉 14 a 〈作付面積等〉 冬春ナス 14 a	・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
アスパラガス	〈経営面積〉 18 a 〈作付面積等〉 アスパラガス 18 a	・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用	単棟ハウス 動力噴霧機1台 灌水装置 管理機		

営農 種類	経営規模	生産方式	資本装備等	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
宿根 カスミソウ	〈経営面積〉 30 a 〈作付面積等〉 宿根カスミソウ 75a(2度切り60a+ 2~3月出荷15a)	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗作業の外部化 ・高温伸長性品種の導入による作型拡大 ・電照と蒸しこみ技術による開花調節技術の導入 ・出荷調整作業等の外部化 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労力の活用（臨時雇用） 	連棟ハウス 暖房機 管理機1台 播種機1台 動力噴霧機1台 冷蔵庫2坪 液肥混入機1台 防虫ネット・循環扇	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上。 ・青色申告の実施 ・経営強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
温州みかん	〈経営面積〉 270 a 〈作付面積等〉 極早生 75 a 早生 100 a 普通 95 a	<ul style="list-style-type: none"> ・極早生、早生、普通温州の組み合わせ ・シートマルチ栽培 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・園内作業道整備 ・雇用労力の活用（臨時雇用） 	防風ネット 予措・貯蔵庫 園内作業道 スピードスプレーヤー		
不知火類	〈経営面積〉 65 a 〈作付面積等〉 加温 20 a 屋根掛け 25 a 露地 20 a	<ul style="list-style-type: none"> ・加温、屋根掛け、露地栽培の組み合わせ ・動力噴霧機による防除体系 ・苗木は大苗育成（自家育成） 	単棟・連棟ハウス 暖房機 予措・貯蔵庫 動力噴霧機 園内作業道 貯水槽		